

# 宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則

(昭和50年6月13日 教育委員会規則第5号)

改正 昭和58年3月第5号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用のため、宇都宮市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を地域住民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

## (学校施設の開放)

第2条 宇都宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育に支障のない範囲内において学校施設を開放するものとする。

2 前項の規定により開放する学校施設は、校庭、体育館及び校舎とし、開放する日時は、別表第1のとおりとする。

3 開放する施設は、教育委員会が別に定める。

4 学校教育上支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、開放日時を変更することができる。（昭和58教委規則5・平12教委規則8・平14教委規則2・一部改正）

## (開放に係わる責任)

第3条 この規則により学校施設を開放した場合において、当該開放に伴う学校施設の開放に係わる責任は、教育委員会が負うものとする。（平12教委規則8・全改）

## (利用の対象者)

第4条 学校施設を利用することができる者は、市内に居住し、または本市に在勤若しくは在学する者（以下「対象者」という。）とし、原則として対象者が10人以上の団体を構成して利用する場合に許可するものとする。この場合において、児童生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。

## (利用の許可)

第5条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。（平12教委規則8・一部改正）

## (利用の制限)

第6条 教育委員会は、学校施設の利用が、次の各号の一つに該当すると認めるときは前条の許可をすることができない。

(1) 政治的または宗教的活動にわたるおそれがあるとき

(2) 営利を目的とするとき

(3) 学校施設を破損するおそれがあるとき

(4) その他この規則の目的に反するものであるとき

## (利用料)

第6条の2 省略

## (利用料の減免)

第6条の3 省略

## (利用料の不還付)

第6条の4 省略

## (遵守事項)

第7条 学校施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用に当たっては、教育委員会が別に定める事項を守らなければならない。（昭58教委規則5・一部改正）

## (許可の取消等)

第8条 利用者が次の各号の一つに該当する場合は、教育委員会はその利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 第6条各号の一つに該当することとなったとき

- (2) 利用許可の条件に違反したとき
- (3) 前条の規定に違反したとき
- (4) その他管理上特に必要があるとき

2 前項の規定（第4号を除く。）によりその利用を停止され、又は利用許可を取り消された場合において、利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その賠償の責を負わない。

**（原状回復）**

第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちに学校施設を原状に復さなければならない。

**（損害賠償）**

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により学校施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

**（様式）**

第10条の2 この規則に規定する利用権等の様式は、別に定める。（昭58教委規則10・追加）

**（補則）**

第11条 この規則に定めるもののほか、学校施設の開放について必要な事項は、別に定めるものとする。

**附 則 抄**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
附則（昭和58年3月31日教育委員会規則第5号）  
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。  
（以下省略）

別表第1（第2条関係）（平14教委規則・全改）

区 分		開放日	開放時間
校 庭	夜間開放	通年（年未年始は除く。）	午後7時～午後9時30分まで
	昼間開放	土曜日、日曜日、休日、長期休業日（年未年始は除く。）	午前9時～午後5時まで （11月～3月までは午後4時）
体 育 館		土曜日、日曜日、休日、長期休業日（年未年始は除く。）	午前9時～午後9時30分まで
		月曜日～金曜日まで （休日、長期休業日及び年未年始は除く。）	午後7時～午後9時30分まで
校舎開放施設		土曜日、日曜日、休日、長期休業日（年未年始は除く。）	午前9時～午後9時30分まで
		月曜日～金曜日まで （休日、長期休業日及び年未年始は除く。）	午後5時～午後9時30分まで

**（備考）**

この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「長期休業日」とは宇都宮市立小中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第4条第1項第4号から第6号までに規定する休業日を、「年未年始」とは12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

別表第2（第6条の2関係） 省略

別表第3（第6条の2関係） 省略

## 体育館開放の利用調整に関する運用指針

### 1 趣旨

宇都宮市立小中学校施設の開放にあたり、一部の学校において、新たな団体の利用ができない状況が見受けられることから、特に体育館開放について、より多くの団体が利用できるような利用調整のあり方を定める。

### 2 基本的な考え方

「宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則」において小中学校体育館は、利用の要件を満たす団体に対して、学校教育に支障のない範囲内で平等に開放しなければならない。しかしながら、学校はそれぞれの地域における様々な活動の拠点となる施設であることから、学区内の下記団体への貸出を優先することも可とする。

#### (1) 優先団体

ア 学校関連団体（学区内のPTA、魅力ある学校づくり地域協議会など）

イ 地域活動団体（学区内の自治会、育成会など）

ウ その他団体（学区内のスポーツ少年団、地域スポーツクラブなど）

#### (2) 新たな利用希望団体への対応

ア 新たな団体からの利用希望があった場合には、受け入れることを基本として調整を図るものとする。

イ 新たな団体から年度途中で利用希望があり、その時点で利用枠に空きがない場合には、安易に断わることはせずに、直近の調整会議の日程を示し、以下の具体的な調整の方法等を案内するものとする。

### 3 利用調整のあり方

#### (1) 調整会議の開催

ア 各学校における利用団体数及び重複発生などの状況に応じ、少なくとも年1回、調整会議を開催するものとする。

イ 希望するすべての団体が利用可能な場合、必ずしも調整会議を開催する必要はない。

#### (2) 調整方法について

ア 誰もが納得のできる公平な調整の場を設定するものとする。

イ 具体的には各学校の状況に応じ、以下の方法を参考に調整を行うものとする。

##### ① 団体同士の話し合い

⇒ 重複した団体同士の話し合いにより調整を行う

〔例1〕2団体が毎週同一時間帯の月4回重複した場合、2回ずつの利用とする

〔例2〕2団体が毎週同一時間帯の月4回重複した場合、団体同士合意の上、優先団体は3回、それ以外の団体は1回の利用とする

##### ② 利用上限回数の設定

⇒ 団体ごとに利用回数の上限を設け、より多くの団体が利用できるようにする

〔例1〕全ての団体に対し、午前・午後・夜間のそれぞれ1面の利用を1回とし、月あたりの上限回数を設定する

〔例2〕優先団体とそれ以外の団体で上限回数に差をつける

##### ③ 区割りの見直し

⇒ 区割りを見直し、同一の時間帯に複数の団体が利用できるような調整を行う

〔例1〕団体ごとに半面、1面等の利用を希望する面積を確認し、柔軟に区割り線を変更し、より多くの団体が利用できるような調整を行う

〔例2〕同時に2面を利用している団体に1面のみ利用にしてもらい、半面利用で活動可能な2団体を受け入れる

##### ④ 抽選

⇒ 抽選により全ての団体に対し、公平に調整を行う

〔例1〕利用希望日時が重複した団体間で「あみだくじ」による抽選を行う

〔例2〕②利用上限回数を設定した上で、利用希望する全ての団体が番号札をひき、番号順に利用時間枠を決定する

### 4 その他施設の取り扱い

校庭（昼間開放）、武道場、校舎、田原中学校天体ドームについても、本指針を準用するものとする。

## 【学校無人化に伴う施設・設備貸与細則】（校務運営規程より）

### （趣旨）

第1条 原則として学区内社会教育及びスポーツ振興のため、学校教育上支障がないと学校長の権任において認めた場合の利用に供する。

### （利用上の手続き）

第2条 利用の手続きは、次のように行う。

1. 利用を希望する団体は、学校長に「使用許可申請書」を提出し、許可を受けること。※当月分を前月の1日から15日の期間に提出

### （利用上の注意）

第3条 利用については、特に下記の事項に注意し、安全使用に務めること。

1. 目的以外には使用しないこと。

2. 使用時間を厳守すること。

（宇都宮市立小・中学校施設の開放に関する規則第2条に準ずる。）

3. 利用器具、物品を破損したときは弁償すること。

4. 火気は使用しないこと。

5. 全員が来た後は、門を閉めること。

6. 飲食は原則として禁止する。

（やむを得ず飲食をした場合は、後始末をきちんとすること。）

7. 体育館内で子どもを2階や舞台・器具置場で遊ばせないこと。

8. 利用後は、消灯を確実にを行い、清掃及び整頓、消毒をすること。

9. 体育館利用後は、窓・出入口の施錠及び電気の消灯を忘れないこと。

10. 申請者は、許可を受けたら、利用前日か当日、鍵保管者から鍵を借り受け、翌日まで厳重に保管し、学校職員が出勤をしてくる日に返却すること。

11. 利用中の事故等については、速やかに校長に報告するとともに、利用者の責任において処理すること。

12. 指定の場所以外に立ち入らないこと。

13. その他、学校長が必要と認めた注意事項を厳守すること。

第4条 学校長は、借用団体の使用状況が悪い場合、その責任者に事情を説明し、一時使用を禁止することができる。